

### Ⅲ 児童福祉

#### 1 制度の概要

##### (1) 福祉の対象となった経緯とその概要

###### 1) 制度

関連法令等：児童福祉法、子ども・子育て支援法など

経緯：第二次世界大戦後、戦災孤児などの保護を目的として、救護法（1929年）、旧児童虐待防止法（1933年）が施行されたが、児童の人権は尊重されていなかった。全ての児童の健やかな育成を目的として1947年に児童福祉法が定められた。

その後、少子化が進んだことなどから、平成15年には次世代育成支援対策推進法が定められ、平成27年4月から「子どもを産み、育てやすい社会の創設」を目的とした子ども・子育て支援法が施行される。この支援法により、保育所と幼稚園の両方を兼ねた「認定子ども園」の改善などにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を目指すとしている。このほか、平成29年までに保育利用児童数を225万人から265万人へ増加させて待機児童対策とするなど、働きやすい環境を作る保育の量的拡大・確保と、地域の子ども子育て支援を充実し、さまざまな保育ニーズに応え、地域特性や利用者のライフスタイルに応じた子育てのしやすい環境構築を目指す、としている。消費税率を上げた増収のうち、0.6兆円をこの政策にあて、各種サービスの拡充を行う予定である。消費税率の引き上げは延長されたが、施策の実施は延長しないと発表されている。

###### 2) 対象

18歳未満の児童及び妊婦を直接の対象とする。

（指定小児慢性特定疾病医療支援を受けているものは満20歳まで）

###### 3) 目的

児童福祉法では、第1条及び第2条で、全ての児童は心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されることにつき、国・自治体は児童の保護者とともに責任を負う、とされている。

子ども・子育て支援法は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

###### 4) 福祉の終了

年齢が18歳に達すると直接の対象から外れる。

（指定小児慢性特定疾病医療支援を受けているものは満20歳まで）

##### (2) 伊達市の施策

伊達市では、平成17年度に、「伊達市次世代育成支援地域行動計画」を策定している。子ども・子育て支援法の施行を受け、伊達市子ども・子育て支援事業計画を策定中である。

(3) 対象者数

1) 推移

児童の数は減少しており、人口に占める比率も、毎年0.2%ずつ減少している。

年齢	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H26.4
0～4	1,299	1,265	1,212	1,174	3.3
5～9	1,433	1,443	1,432	1,423	4.0
10～14	1,603	1,550	1,532	1,515	4.2
15～19	1,656	1,651	1,597	1,556	4.3
児童合計	5,991	5,909	5,773	5,668	15.7
人口合計	36,670	36,427	36,201	36,011	100.0
児童比率	16.3	16.2	15.9	15.7	-
H23.4を100	100	99.3	98.7	98.2	-
0～4	100	97.4	93.3	90.4	
5～9	100	100.7	99.9	99.3	
10～14	100	96.7	95.6	94.5	
15～19	100	99.7	96.4	94.0	

2) 保育所等

平成25年度年齢別人口統計の人口と、保育所・幼稚園児童の数を合わせて表にすると次のようになる

児童の年齢と幼稚園・保育所の学齢は異なるため、目安として示している。年齢があがるにつれ、家庭で保育される率が下がる。小学校就学直前の年齢でも、伊達市内の幼稚園にも保育所にも通わない児童も、少数ながらいるようである。

年齢	男			女			合計		割合 %
	人	人	人	人	人	人	人		
0	109	110	219	-	23	23	23	10.5	
1	129	102	231	-	81	81	81	35.1	
2	121	113	234	-	96	96	96	41.0	
3	135	123	258	116	104	220	220	85.3	
4	134	136	270	140	120	260	260	96.3	
5	134	145	279	143	121	264	264	94.6	

(4) 歳出の推移

伊達市一般会計の歳出のうち、児童福祉に関連する歳出の推移は次のとおりである。

一般会計に占める比率は、6%を超えるが、こども手当・児童手当・児童扶養手当などの手当のウエイトが高い。

科目	H21	H22	H23	H24	H25
一般会計歳出合計（公債費除く）②	15,353,203	15,913,064	16,753,000	16,136,409	16,380,961
①÷②%	4.0	6.9	6.3	6.5	6.5
H21を100とする推移	100.0	191.2	156.2	191.1	204.2
児童福祉費合計①	616,857	1,093,129	1,055,769	1,053,471	1,059,607
(手当等を除く)	191,493	366,055	299,076	366,009	391,096

※ 「手当等」は、子ども手当・児童手当・特例給付費・児童扶養手当の合計である。

次表は、児童福祉費の内訳の推移であるが、国の制度に基づく手当類を除くと、児童福祉総務費の年額は2千万円程度であり、保育所費が児童福祉費の大部分を占める。

(単位：千円)					
科目	H21	H22	H23	H24	H25
児童福祉総務費	439,002	749,736	775,084	708,115	691,115
(手当等を除く)	13,639	22,662	18,391	20,654	22,604
保育所費	164,695	257,549	267,121	343,608	342,142
(建設費を除く)	161,839	238,441	242,615	248,293	333,994
児童館費	1,173	85,845	13,562	1,747	26,350
(建設費を除く)	1,173	1,737	1,275	1,747	1,596

※ 「手当等」は、子ども手当・児童手当・特例給付費・児童扶養手当の合計である。

児童福祉総務費の内訳は次のようなものである。「手」と記載しているものが手当等である。「25」と記載している放課後児童クラブについては、昨年度の包括外部監査の対象としたので、今年度は対象外とする。「ひ」と記載しているものは、ひとり親福祉の項に記載している。「保」と記載しているものは、保育料の項「減免」に記載している。

ブックスタート事業は、子どもに本を配る事業であるが、平成26年度から図書館に移管されている。

(単位：千円)						
科目		H21	H22	H23	H24	H25
児童福祉総務費		439,002	749,736	775,084	708,115	691,115
子ども手当等を除く		13,639	22,662	18,391	20,654	22,604
放課後児童対策事業	25	10,568	11,145	11,368	14,596	14,817
ブックスタート事業		396	413	297	372	585
第3子以降児童保育料助成事業	保	1,607	1,866	1,613	2,055	2,621
子ども手当支給事業	手	0	494,359	565,046	89,961	60
児童手当支給事業	手	76,570	13,130	0	408,605	484,695
特例給付費	手	152,910	26,970	0	0	0
児童扶養手当給付費	ひ	195,884	192,615	191,647	188,896	183,756
母子家庭自立支援給付金支給事業	ひ	0	1,692	3,434	1,709	2,942

伊達市では、職員給与等を総務費で計上しているため、担当職員の人件費は含まれていない。分析によると、伊達市の児童福祉に関する支出は少ないが、伊達市では保育士の人件費が児童福祉費に含まれていないことが要因である。例えば、平成25年度の保育所の人件費は333,467千円である。

## (5) 関連施設

伊達市内の児童関連施設等は次のとおりである。

H25. 4. 1 現在

	施設数	定員
保育所	8	570
市立保育所	5	420
私立保育所	3	150
児童厚生施設	2	-
情緒障がい児短期治療施設	1	
子育て支援センター	3	-
放課後児童クラブ	8	240
指定障がい児通所支援事業所	1	10
知的障がい児施設	1	

## 2 個別の事業

### (1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

#### 1) 事業の概要

生後4か月までの乳児のいる家庭を、保健センターと児童家庭課で全戸訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対してはフォローを行うなどして、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした子育て支援事業である。

これに先立ち、母子手帳の交付から、個別の情報を記載した健康記録票を作成する。出生後は（転入の場合転入届け提出後）事業についてのチラシを配布し、その後、訪問日程のお知らせを郵送、電話連絡等で行い、各世帯と日程調整し訪問を実施している。

このような対応をしているため、伊達市で出生する子ども、あるいは転入してくる子供について、市は担当部署が協力し、ほぼ漏れなく子どもの健やかな成長を見守る体制をとっている。

#### 2) 監査手続き

平成24～26年度の健康記録票が所定の位置に保管されていることを確認した。

保健センターでは、健康記録票を網羅した台帳は作成していない。

これについては、予防接種台帳を作成するときには、住民票管理システムと照合するため、住民登録されている児童については、健康記録票が保管されるとのことである。

出生年月別の一覧台帳を作成し、台帳保管場所などを網羅的に記載するべきであると思われるが、伊達市では児童の数も少なく、網羅的な管理は予防接種台帳で十分であり、別途作成することは不要であると判断している。

予防接種台帳を閲覧したところ、一年度ごとにファイルされている。個人記録と同様に、生まれた月ごと、生年月日順に記載され保管されていた。なお、手書きの部分があつたが、転入者について、その都度手書きで記入されるものである。

## (2) 児童デイサービスセンター運営費補助金

### 1) 事業の概要

#### ① 制度

児童デイサービスセンター（現 指定障がい児通所支援事業所）は、心身の発達の遅れや障がいのある在宅の児童に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供し、その発達を促すことを目的とする施設であり、児童福祉法に基づく障害児通所給付費が支給されるほか、利用者負担も定められている。

当補助金は、胆振西部児童デイサービスセンター運営経費のうち、障害児通所給付費等では賄えない経費を、伊達市ほか3町で利用に応じて補助することを目的としたものである。

#### ② 経緯

障害者自立支援法の施行にともない、新たな専門家の配置を求められることになったことなどから、伊達市直営で運営されていた児童デイサービスセンターを平成19年度末に廃止し、伊達市内で同種の施設を運営していた者に移管し、統合したものである。

統合された施設は伊達市内の舟岡町に設置され、胆振西部児童デイサービスセンターとして開所している。統合は、サービスの充実、安定供給などが実現できるとともに、市の財政負担自体も軽減することなどを目的としたものである。

統合施設に対しては、利用者が住民票を置く自治体が、施設運営経費のうち、利用による収入だけでは賄えない不足分を補助金として支出することとしている。

### 2) 対象

心身の発達の遅れや心配のある児童

### 3) 利用状況

当補助金は、固定的に発生する施設運営経費のうち、利用に応じて発生する障害児通所給付費などの、施設運営者に支払われる収入では賄えない経費を補助することを目的としたものである。施設の利用者が増えると収入も増えるため、補助金の額は少なくなる。

平成21年度からの利用状況は次のとおりである。

年度	単位	H21	H22	H23	H24	H25
開所日数	日	228	228	227	226	226
利用延べ人数	人	1,985	2,209	2,120	2,148	2,026
一日平均利用数	人	8.7	9.7	9.4	9.5	9.0
伊達市負担補助金	千円	2,810	1,541	2,334	2,028	2,860

#### 4) 監査手続き

補助事業の実施状況について、報告を受けていることを確認した。

年度の収支に基づき、補助金が精算されていることを確認した。

#### 5) 検討

##### ① 事業の妥当性

国の制度に基づく施設であり、利用状況を見ると、伊達市に置くことには合理性がある。

##### ② 利用

利用者数の減少に伴い、補助金支出が増える構造であり、利用者減少に伴い支出額が増加している。

市では、児童数は予測がつかないため、当面様子を見て、なお減少傾向が続くようであれば、利用者数に合わせた程度まで、施設運営経費を削減できないか、検討することである。

利用を促進するとともに、曜日ごとに利用者が少ない日があるわけなどを分析し減少の理由を探り、探り当てた原因に合致する対策を行うことが望まれる。

#### (3) 助産施設

助産制度は、出産費用の負担が困難な世帯に対し、児童福祉法に基づく助産施設として都道府県が認可し、自治体が指定した病院・助産院等で入院助産させ、その出産費用を公費で負担する制度であり、昭和23年から実施されている。国民皆保険制度の下でも、出産は医療の対象外であり、正常に分娩されると、医療保険の対象とならないが、医療保険各法に基づく出産育児一時金として一定の金額は支払われ、（産科医療補償制度加算対象の出産は42万円）出産費用が賄われている現状にはある。また、異常分娩(出産時)で要した医療については医療保険の対象となる。

伊達市内には認可を受けている当該施設はないため、隣市である室蘭市内の日鋼記念病院と製鉄記念室蘭病院へ伊達市在住の妊婦が助産制度を利用できるように協力依頼を行っている。各病院共に定員4名として設置しているが、病院は常に定員分の4床を当施設として空けておく訳ではない。

もともとは、自宅で、助産師による助産を受けながら出産することが普通であった時代に、住宅事情などにより自宅では出産が困難である者を対象とする制度であった。しかし、病院での出産が大多数である現在では、利用(入所)者が助産施設として指定された医療機関等で出産し、その出産費用について、自治体から医療機関へ措置費(助産費)として支払う、という手順によっている。措置費については、自治体から歳出され、国や道の要綱基準に基づき算定された負担金が国や道から交付される。

事業の利用者数は極めて少なく、国の制度に準じて実施されていることから、当年度の監査対象とはしない。

国民健康保険などの出産育児一時金の制度で実質的に出産費用が賄われる現状を見ると、施設を利用すると、出産費用の負担水準は低くなり、一方で、出産育児一時金は満額が支払われるため、経済的なメリットが生じることになる。

この制度を利用しなければ正常な出産が困難である世帯もあり、適用可能な世帯には、母子手帳交付時に当制度を紹介する。

#### (4) 認可外保育所

##### 1) 事業の概要

認可保育所とは、国が定めた設置基準をクリアし、都道府県知事等に認可された保育所であり、それ以外は認可外保育所とされる。

認可外保育所についても、何をしても自由というわけではない。認可外保育所での子供の虐待や死亡のような事件を経て、児童が劣悪な環境で保育されることなどを防止するために、「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」（平成13年3月29日厚生労働省通知）も設けられている。設立等は届け出を要する。

認可外保育所としては、企業や病院内の従業者を対象とした保育所や、英語教育など特別な教育を行うために認可を受けない保育所、夜間や臨時的保育ニーズに応えるベビーホテルなどがある。

認可外保育所の監督は道が行う。このため、伊達市では市内の認可外保育所の現状を直接把握していないが、現在病院内と事業者の認可外保育所がそれぞれ1ずつ稼働している。このうち1施設はシルバー人材センターの認可外保育所である。これについて、市は利用状況を把握しているが、昨年度に関しては、利用実績はゼロであるなど、利用水準は低いとのことである。

自治体によっては、認可外の保育所でも一定のサービスを提供する施設には、条例などにより、独自の基準を設けて補助などを行うところもある。

認可保育所では十分な保育サービスが提供できない自治体では、独自の制度を設ける必要が強くなる。

伊達市では、待機児童は少ないが、乳児に対する保育サービスの需要が増大しているとのことである。しかしながら、将来人口予測によると、保育所の施設を拡充すると、近い将来に施設が過剰になる可能性が高いとのことである。

このような状況を踏まえると、シルバー人材センター保育所の利用実績がゼロである理由なども含め、市内での認可外保育サービスの実態を調査するとともに、保育所で不足するサービスの担い手として利用できないか、検討が望まれる。

#### (5) 認可保育所

##### 1) 事業の概要

###### ① 目的・概要

ここでは、前に記した認可外保育所を除き、認可保育所について記載する。

保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する施設であり、乳児から入所できる。

利用者から見ると、保育所と幼稚園の役割は近くなっているが、保育所は福祉として実施される事業であり、幼稚園とは異なる枠組みで運営されている。子ども・子育て支援法では、幼稚園は「施設型給付」に移行できるが、伊達市の幼稚園では、移行予定はないとのことである。

## ② 事業実施方法

市直営の市立保育所と、社会福祉法人等の運営する施設に分けられるが、認可保育所であることから入所手続き・保育料の徴収などは市が行う。

また、市の施設についても、指定管理者制度により、公設民営で実施されることもある。

## ③ 歳出の推移

(単位：千円)					
科目	H21	H22	H23	H24	H25
保育所費	164,695	257,549	267,121	343,608	342,142
(建設費を除く)	161,839	238,441	242,615	248,293	333,994
保育所運営管理費	59,509	42,365	42,027	41,921	39,889
保育所地域活動事業	635	418	388	444	458
保育所広域入所委託事業	2,492	2,013	3,652	6,504	2,852
ふたば保育所運営管理委託料	0	95,301	94,967	94,690	97,926
民間保育所運営費負担金	79,711	82,440	86,461	90,488	163,463
民間保育所地域活動事業補助金	400	400	400	400	600
民間保育所延長保育促進事業補助金	3,500	3,500	3,500	3,500	7,000
民間保育所障がい児保育事業補助金	0	5,468	6,250	5,208	6,249
休日保育事業補助金	0	0	0	0	1,296
一時預かり事業補助金	0	0	0	0	3,522
保育士等处遇改善臨時特例事業補助金	0	0	0	0	3,880

### 2) 対象

保育に欠ける乳児又は幼児

### 3) 各年4月1日の利用状況

保育所数、職員数の推移を示す。

年度	単位	H22	H23	H24	H25	H26
保育所数		7	7	8	8	8
市立	施設	5	5	5	5	4
私立		2	2	3	3	4
職員数	人	50	59	53	52	55
うち保育士		38	37	41	40	42

※平成25年度に私立虹の橋保育園が開園、平成26年度から指定管理者により運営されていた、ふたば保育所が民営化され、私立に分類される。職員数は、指定管理者を除く市立保育所の常勤者のみの人数である。



保育所の定員数、入所者数の推移を示す。定員は、大滝保育所で継続して入所者が定員を大きく下回っていたため、60名から30名に減らしたことから減少しているが、それ以外では、虹の橋保育園を新規開設したことにより、60人増加している。入所者数は、おおむね増増傾向にある。保育所定員の増加で、定員に対する入所者の率は、100%を割り込んでいるが、私立保育園では継続して100%を超えている。

(4月1日現在)						
年度	単位	H22	H23	H24	H25	H26
保育所定員	人	510	510	510	570	540
市立		420	420	420	420	300
私立		90	90	90	150	240
入所者数	人	512	494	504	545	533
市立		405	383	389	364	255
私立		107	111	115	181	278
入所率	%	100.4	96.9	98.8	95.6	98.7
市立		96.4	91.2	92.6	86.7	85.0
私立		118.9	123.3	127.8	120.7	115.8

年齢別の入所者数の推移を示す。年度による特徴はあるが、おおむね3歳以下の年少者で増加傾向がある。

(4月1日現在)									
年度	入所者数(人)					H22を100とした推移			
	H22	H23	H24	H25	H26	H23	H24	H25	H26
0歳	20	12	15	23	24	60.0	75.0	115.0	120.0
1歳	56	63	60	81	62	112.5	107.1	144.6	110.7
2歳	83	80	85	96	95	96.4	102.4	115.7	114.5
3歳	104	110	110	104	115	105.8	105.8	100.0	110.6
4歳	119	106	113	120	115	89.1	95.0	100.8	96.6
5歳	130	123	121	121	122	94.6	93.1	93.1	93.8

#### 4) 配置

##### ① 概要

伊達市は、平成25年度に「伊達市認可保育所等再編計画」を策定している。これは、保育ニーズの多様化や施設の老朽化等への対応が必要となり、策定したものである。これに基づき、平成26年度には指定管理者に対して市立ふたば保育所を譲渡することにより民営化した。譲渡施設は老朽化していることから、譲渡にあたっての施設運営者による建替え希望もあり、同地域内での新築移転も計画されている。

人口減少に伴い、直近では、女性の就労が増加することで、保育ニーズは高くなっているものの、長期的には保育所の定員が余剰になると予測されており、市立保育所の一施設を閉鎖する計画となっている。

##### ② ふたば保育所関連契約事務

施設は国庫補助を受けて建設された市の施設であるため、公共財産用途廃止等の手続きを経て無償譲渡されている。

ふたば保育所の施設及び備品は無償譲渡、敷地は無償貸与されている。それぞれ契約

書が作成されていることを確認した。土地貸与は、期間を2年間（平成26年4月1日から平成28年3月31日まで）とする使用貸借の契約であるが、移転が予定されているため、期間内で解除される可能性もある。

計画では、敷地外に市が新たに土地を取得し、運営者がこの土地に建設移転するとされている。運営者の保育所建設には、国又は道の補助制度を利用する。これらは平成26年度以降実施される。

### ③ 事業費

ふたば保育所の施設は築35年と老朽化していることから、耐震化又は建て替えの事業を実施する必要がある。施設の敷地は他の保育所に比べ狭いことから、敷地外での建て替えが望ましい。伊達市では、運営費及び建設費について、民間化することによる市の財政負担軽減について計算し、事業スキームを決定している。

ふたば保育所の事業費は、指定管理者への委託費として特別保育の補助金分を含め年間約90,000千円を支出していた。私立保育所に対しては、国の定める所定の方法に基づき計算した運営費負担金を支出することになる。その金額は、補助金分を除くと委託費とほぼ同額であるが、その財源の一部は国の負担金の対象となる。伊達市の負担は年間約42,600千円減少すると試算されている。

交付税の算定基礎は、保育所児童数であるが、市立の方が私立より算定基礎が多いため、交付税額は減少するが、減少額を明確に算出することはできない。このため、民営化検討では考慮外とされている。

このほか、私立保育所に対しては建設補助金が受けられることから、市立として建設する場合に比べ、市の負担額は4分の1程度に減少する。建設費は170,000千円に対し、市の負担額は37,625千円と試算している。

## 5) 入所の決定

### ① 概要

保育所は、保護者の就労等により、保育に欠ける児童が入所できる。

入所手続きは、私立を含め、全て市で実施する。

保育所に関する情報は、市広報や市のホームページに掲載している。

### ② 年度入所手続き

4月からの保育所入所は、1月下旬に受け付けられ、就労証明書等を添付し保育に欠ける児童について入所決定する。

入所申込時に第3希望保育所まで申請書に記載してもらっている。保育所の定員に対して希望者が多い場合は、保育に欠ける理由等に関して、あらかじめ定めたルールに沿って世帯ごとの点数を集計し、点数が高い世帯から入所決定となる。保護者全員に第1希望保育所に入れなかった場合、第2・3希望で調整する事を伝えているが、電話連絡して再度了承をもらっている。（平成24年度には同点数の待機児童が発生してしまい、入所順番を決めるために抽選を行った。）

継続して入所を希望する場合も、年度ごとに入所申請をしてもらい直近の状況を判断し入所決定をする。

保護者が同じ保育所を希望していても世帯状況が変わっている場合には（保護者がフルタイム労働からパートタイム労働に変わった場合等）世帯の点数は下がり希望保育所へ入所出来なくなる可能性があるが、年度により児童の保育環境が変わることは好ましくないため、同保育所への継続を希望する場合は加算点をもうけ、継続できるよう配慮している。しかし、保護者が退職した場合は、保育に欠ける要件がないため福祉の対象から外れ退所となる。

### ③ 途中入所手続き

年度の途中で入所を希望する世帯についても、4月入所と同様に保育に欠ける世帯から入所決定する。世帯の点数が低い場合は後から申し込んだ点数の高い世帯が先に入所することもある。同点であれば、申し込み順となる。

### ④ 入所判定

保育に欠ける度合いを判定する点数について、内容を検討した。

点数は、基本点と加算点から構成される。基本点は、父母のそれぞれにつき、就労等の状況を合計するものであるが、ひとり親世帯にも不利にならないよう加算点で配慮されている。加算は、ひとり親加算、兄弟の状況などである。希望以外の保育所にすでに通っている場合も、点数は少ないが加算される。配点および加算の項目は妥当と思われる。

平成25年11月時点の待機児童リストと申込書を照合し、入所申込みに基づき、待機児童リストが作成されていることを確認した。

年度途中の入所については、優先度が高い世帯の申し込み時点で、すでに他の世帯の入所が決定していることもあるなど、4月入所と比べ、客観的な順位づけ資料を残すことは難しい。

平成26年現在の待機児童リストに基づき、優先順位を判定のうえ、入所決定されていることを確認した。

待機児童リストのうち、入所申込みがファイルされていないものについては、入所あるいは辞退によりファイルが移動したものであり、入所リスト、辞退ファイルと照合したところ一致した。

（意見）辞退ファイルには、入所申込書に附箋などで辞退申し出の状況や理由を記載しているが、入所申し込みを撤回する場合の書式がない。後日の係争にならないよう、入所申請取り消しの様式を作成することが望まれる。

辞退については、電話等で連絡されることも多いとのことであるため、文書で入手することが困難な場合も想定される。入所申込みと相違し、必ず取らなければ後日の処理

が困難になる類の書式とも言えないため、電話連絡等の場合は、連絡日時、事情などを市の職員が記載することでも足りると思われる。辞退しても、再度申し込みをすることも考えられるので、辞退理由は転出、退職、看病が不要になった、その他などの類型を用意したうえで、記載する様式とすることが望まれる。保護者が辞退する理由を明確にすることを望まない場合にも、その旨を記載することとする。

## 6) 中間確認

伊達市では、中間期に、保育に欠ける理由が継続していることを確認する。

この時も就労証明を提出させるが、父母のみを対象としている。就労証明を年に2回徴収することは、慎重な運用と思われる。

民間保育所1施設を抽出したところ、提出資料に基づき確認が行われていた。

## 7) 退所

### ① 概要

年度途中で保育所を退所する場合には、保護者は保育所退所届を提出する。転居などの退所予定日があらかじめ決まっている場合には、事前に提出される。

保育所退所届の記載内容は、児童氏名等のほか、入所保育所名、退所年月日、退所理由である。

### ② 平成25年度退所

平成25年度の退所届のファイルを閲覧し、保育所退所届に基づき退所手続きが行われ、これらの書類が保管されていることを確認した。

なお、退所理由を集計すると次のようになる。

理由	家庭で保育可能	退職	出産	転出	その他	合計
件数	1	9	14	16	6	46
比率(%)	2.2	19.6	30.4	34.8	13.0	100.0

転出の他で数が多いのは、出産、退職である。その他として幼稚園への入園などがある。

出産による退所の場合には、産休が終わることなどにより再度入所することもある。

(意見) 退所届の記載が特殊であるものについては、その理由あるいは保育所の見解を記載した文書を添えることが望ましい。また、必要に応じて、保育所入所が必要であったかという検討をすることが望まれる。

## 8) 保育料

### ① 概要

保育所の保育料は、保護者の前年度合計所得税に応じて決定される。

大滝保育所では、月額3千円から40千円の間で、それ以外では月額4千円から81千円

の間で決定されるが、保育所に通う2人目の子どもは半額、3人目以降は無料である。  
なお、生活保護世帯の保育料も無料である。

入所手続き時に源泉徴収票等（写し）の提出を受け保育料を算定する。

## ② 検証

平成25年度の保育料について、1保育所から10件を抽出し、世帯情報、所得情報から保育料が規定に従って算出されていることを確認した。

このうち1件は、市役所の住民基本台帳ではなく、生活の実態に基づき算出されていたが、その内容について十分ヒアリングを行ったうえで実態判断していることを確認した。

保育料は、所得情報に基づき算出されるが、世帯の所得情報が漏れていたり、修正申告などにより、保育料を修正する必要があることがある。これについては、入所申請時に課税台帳閲覧の同意を得ている為、税額確定後の8月に当初所得との差がないかについて調査されている。

この時点で所得情報を更新し、それに基づき保育料を再計算し、差額を徴収あるいは還付する手続きを実施していることを確認した。

このほか、婚姻や離婚、同居、生活保護の停止など、世帯の状況が変わった場合に、保育料は随時変更され、変更結果は保護者に通知されている。

住所の変更または、生活保護の開始や停止については保育所入所児童内容変更票の提出を受け、これに基づいて処理を行う。

## 9) 減免

### ① 通常の減免

伊達市では、国の制度に加え市独自の減免として、義務教育まで含めて3人目以降を減免している。

前記1保育所の入所申込書から、減免に該当する児童を抽出し、減免申請書と照合した。

5世帯については、第3子以降であるが、減免申請書が出されていなかった。

減免の条件として、保育料や市税を滞納していないこと、というものがあるが、児童家庭課では、市税の滞納情報について閲覧する権限がないため、住民基本台帳を確認し、第3子以降の場合、減免申請について案内し、減免申請されたものだけを減免することである。

減免は、対象者からの申請に基づき実施することが原則であり、要件に該当する者全てが減免を受けられるよう配慮する必要まではないものと考えられる。

### ② 被災減免

前に記した第3子以降の減免制度の他に、東日本大震災罹災世帯に対する減免を行っている。これについては、「伊達市避難住宅における入居等の取扱い」により、平成28年3月までの保育料の全額を免除する、とされている。

これに基づき、対象世帯に対して減免されていることを確認した。

## 10) 保育料収納

### ① 概要

保育料についても、私立保育所に関するものを含め、市が収納する。口座振替あるいは納付書により収納され、月次の収納状況はシステムで管理される。

滞納が発生すると、市の定めた手続きに従って催告等を行う。

昨年度の包括外部監査に記載したように、伊達市は全庁的に未収金対策を実施している。保育料についても、児童手当からの充当や、預金の差し押さえも実施している。平成24年度から滞納繰越額も減少し、分納の推進などにより不納欠損処理する額も減少するなど、成果が現れている。

	(単位：千円、%)						
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
調定額	11,268	11,708	13,418	15,167	15,933	16,626	15,553
収納額	1,408	1,093	1,079	1,138	1,271	3,057	3,494
不納欠損	850	406	216	868	963	95	0
最終未納額	9,009	10,209	12,122	13,160	13,699	13,475	12,059
現年分未納額	2,698	3,209	3,044	2,773	2,927	2,078	2,242
収納率 (%)	12.5	9.3	8.0	7.5	8.0	18.4	22.5
次年度繰越額	11,708	13,418	15,167	15,933	16,626	15,553	14,301

### ② 検証

平成25年度の保育所保育料滞納分収納状況等一覧を入手し、54件のうちランダムで7件を抽出し、回収状況を確認した。

このうち3件は個別管理ファイルがプリントアウトされていなかったため、管理システム上で、管理状況を確認した。これらについて、回収に必要な手続きはとられていた。

## 11) 保育所運営負担金

### ① 概要

私立保育所の運営に対する負担金であり、国の定めた基準により、入所児童数などに基づき算出される。

私立保育所についても、保育料は市が収納し、運営にかかる経費は当負担金として支出する。このため、保育所費として支出する額の中でも、最も多額な項目である。

平成25年度の支払額を示している。年少児童が入所している保育所ほど、1人当たりの金額が多くなる。

項目	歳出額 (千円)			年齢別平成25年入所数 (人)							1人当たり年額 (千円)
	H23	H24	H25	0	1	2	3	4	5	合計	
伊達保育所	62,479	62,609	61,688	-	5	6	15	23	23	72	856.8
うす保育所	36,816	36,986	35,366	-	3	8	9	6	12	38	930.7
虹の橋保育園	-	-	83,495	5	18	13	16	15	0	67	1,246.2
合計	99,295	99,596	180,549	5	26	27	40	44	35	177	1,020.1

なお、市立保育所については保育所費には保育士の人件費が含まれないが、人件費も加算している。児童1人当たりの保育士を多数配置しなければいけない年少児童だけを保育するひまわり、保育児童数が少ない大滝は1人当たりの金額が高い傾向がある。このうち、ふたば保育所は、指定管理者に対する委託料として支払われているため、保育士給与も委託料に含まれる。

項目	歳出額（千円）			年齢別平成25年入所数							1人当たり年額（千円）
	給与費	経費	合計	0	1	2	3	4	5	合計	
ひまわり	94,553	7,986	102,539	7	23	14	0	0	0	44	2,330.4
ふたば	0	97,926	97,926	6	13	18	21	22	27	107	915.2
つつじ	111,814	13,436	125,250	5	12	19	19	31	25	111	1,128.4
くるみ	81,037	9,844	90,881	0	4	13	20	21	26	84	1,081.9
大滝	46,064	8,067	54,131	0	2	5	4	1	6	18	3,007.3
合計	333,468	137,259	470,727	18	54	69	64	75	84	364	1,293.2

## ② 事務手続き

伊達市内で私立保育所を運営する事業者は、保育所ごと保育の実績を基に負担金を算出し、市に対して請求を行う。

市は、その内容を審査し、負担金を支払う。

## ③ 監査手続き

平成25年度保育所運営費支弁額集計表を入手し、1保育所をランダムで抽出し、請求書、精算伺、月次入金一覧管理表と照合したところ、一致していた。

## 12) 補助金

### ① 概要

保育所に関連し、休日保育、一時預かり保育など、子育て支援を目的とした各種の保育サービスや、保育所の運営などに対して国庫、道費補助を行う制度がある。伊達市は、それぞれの事業に関する補助要綱に沿って補助金を支出する。

病児・病後児保育だけが認可保育所で実施されない事業に対する補助金であるが、保育所費として支出されている。その他の補助金は、認可保育所に対して支出されている。平成25年度の補助金には、次のようなものがある。

補助事業名	金額(円)
民間保育所地域活動事業補助金	600,000
民間保育所延長保育促進事業補助金	7,000,000
休日保育事業補助金	1,296,000
一時預かり保育事業補助金	3,522,000
民間保育所障がい児保育事業補助金	6,249,000
保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	3,880,000

### ② 地域活動事業補助金

地域交流事業に対し、20万円を補助している。3保育所で実施されている。

事業実施に関する報告書を閲覧したところ、それぞれ事業が実施されていることが確認できる。添付された領収書には、内容が明確に記載されていないものもあるが、実施

報告書と併せて内容は確認できた。

③ 延長保育促進事業補助金

延長保育を実施することに対して、人件費相当額として年額350万円の定額を補助する制度であり、次表の2保育所で実施されている。

延長保育を行う保育所から、延長保育の実施状況及び収支の状況について報告されていることを確認した。

平成25年度の利用状況を次に示す。

(単位：人)

	年間利用者	利用延べ人数
伊達保育所	17	307
虹の橋保育園	23	166

④ 休日保育事業補助金

休日保育は、虹の橋保育園で実施されている。

補助金は、開所日数に単価を掛けた金額に減免額を加算した金額である。

休日保育を利用する場合には、事前に休日保育利用登録申請書にアレルギーの有無などを記入し市に提出する。保護者は休日保育利用日申込書により事前に予約する。

平成25年のうち1か月を抽出し、利用者12名につき、休日保育利用登録申請書及び休日就労証明書と照合したところ、一致している。

利用者は、平日は他の保育所を利用している者も多く、虹の橋保育園で送迎時に保護者であることを確認するために写真を添えて申し込まれている。

平成25年度下期の利用状況を示す。1日当たり4名程度が利用している。

	単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数	日	5	6	6	4	5	6	32
利用延べ人数	人	16	25	29	18	12	24	124
実人数		10	10	13	12	8	13	66
1日当たり利用者		3.2	4.2	4.8	4.5	2.4	4.0	3.9

補助金精算書を閲覧したところ、人件費、消耗品費、光熱水費の項目で支出されており、開所日数に単価を掛けた金額に減免額を加算した金額を補助金として支払っている。

消耗品費として30万円が定額で計上され、内訳などは記載されていないが衛生用品、常備薬、教材費等となっている。一方、光熱費は按分して計上されている。最も金額が多額であるのは人件費であるが、休日に出勤した日と日当の支払額を記載した一覧表により計上されている。

利用料収入は、利用の都度利用者から徴収するが、要綱により、利用料の免除も定め



られている。

伊達市休日保育事業実施要綱<抜粋>

(利用料の免除)

**第17条** 実施保育所は、利用申込者が生活保護法による被保護世帯又は前年度市町村民税非課税世帯に属する場合には、利用料を免除するものとする。

⑤ 一時預かり保育事業補助金

保育所に入所していない児童を一時的に預かり保育する制度であり、保護者の勤務形態、疾病、育児疲れ解消等の理由により利用できる。虹の橋保育園により実施されているが、入所児童と一緒に保育されるのではなく、一時預かり専用のスペースを使用して保育される。

事業の実施方法は、前に記載した休日保育とほぼ同じである。

補助金は、開所日1日当たり14,000円に減免額を加算して計算される。

平成25年の1か月を抽出し、事業の利用状況が、市に提出する月次の報告書に集計されていることを確認した。

(指摘事項) 平成25年の1か月を抽出し、利用者と登録申請書とを照合したところ、登録していない児童の利用が1件あった。登録児童の兄弟姉妹を同時に預かったものであるが、登録申請書には、アレルギー等児童別に記載する項目もあり、同日でも登録申請書を作成すべきである。

平成25年度の利用状況を次に示す。

月	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数	日	11	21	21	23	21	19	24	22	21	21	19	23	246
利用人数	人	36	52	57	64	60	54	72	95	86	79	82	109	846
1日当たり	人	3.3	2.5	2.7	2.8	2.9	2.8	3.0	4.3	4.1	3.8	4.3	4.7	3.4
金額	千円	188	316	302	322	294	266	336	308	294	294	266	336	3,522

⑥ 障がい児保育事業補助金

保育所では、児童何人あたりに1人の保育士を配置するか、児童の年齢ごとに決められている。しかし、障がいなどにより、手のかかる児童が入所すると、保育士の人数を配置基準よりも多く置く必要が生じる。

このような場合には、保育士を加重して配置すること(加配)に対して人件費を補助する。

加重して配置する保育士の人数は、入所希望者の現況に基づき、公立保育所と併せて市の判定委員会により判断される。

判断にあたっては、児童相談所に判定を依頼することもできる。継続して保育される児童については、保育所が日中の状況について記載した書類を基に判断する。

平成25年度の決定結果と検討記録を照合したところ、加配が決定された児童に対して、漏れなく検討されていた。このうち9人については、保育所の記録が添付されていなかったが、新規に入所するためであった。これらの児童については、前に記載したように、保健センターにより、出生時から新生児訪問、健診や保護者からの相談などにより、見守りが必要な児童を把握されている。前に記した児童ごとの健康記録票を基に、加配の要否判断に必要な情報を提供することができる。

加配人数は、児童ごとに0.3～1人の中で決定されており、実際の配置人数は、1人刻みの人数で決定されている。例えば、0.3人の加配が必要とした児童3人に対し、保育士1人などとして決定している。

児童ごとに決定された加配人数と、それを合計して配置決定された保育士の人数は、おおむね整合していた。

加配対象の児童は、必ずしも身体障害者手帳や療育手帳を持っているわけではない。行動が不安定な児童も対象にしているが、成長につれ安定してくる場合もあるため、現状を判断し、加配の要否及び人数を決定している。

市立保育所には市の職員を配置し、私立保育所には配置に必要な人件費を補助する。

平成23年度からの推移を示すが、対応が必要とされる児童数は増加傾向にある。

	単位	H23	H24	H25	H25加配 人数	加配1人当 たりの児童
検討対象児童数	人	41	47	58		
加配対象児童数		40	47	57	23	2.5
私立		19	23	24	11	2.2
市立		21	24	33	12	2.8

補助金は、判定会議で決まった加配人数により基準単価において積算されたものである。

平成25年度の精算支払額を次表に示しているが、それぞれ不足が生じている。特に1保育所では、差額が多額である。事業が継続して実施されるよう、補助金の単価の妥当性について、常時検討する必要がある。

#### ⑦ 保育士等処遇改善臨時特例事業

国の補助金であるが、市を通して認可保育所に支給している。

補助金は、保育所の定員と職員の平均勤務年数に応じて算出される。

事業者は保育士ごとに金額を決めて給与等として支払い、その振込実績を添えて市に報告している。

臨時特例事業による処遇改善のため、すべての事業者で、来年度の支給額にも影響する基本給の加算としてではなく、賞与に加算として支払っている。

平成26年度から、国の補助割合が4分の3、道8分の1になり、市が8分の1を負担することになる。

平成25年度の支払総額は3,880千円である。

(6) 病児・病後児保育

1) 事業の概要

病児・病後児保育事業は、地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業である。

平成12年度に「乳幼児健康支援一時預かり事業」として始まった国の事業であり、国の要綱に従って補助されている。道3分の2（国からの間接補助金）、市が3分の1を負担する。

2) 実績

年度	単位	H22	H23	H24	H25
開所日数	日	126	165	157	184
利用人数	人	177	253	246	371
補助金	千円	2,737	3,507	3,352	3,821

3) 事業実施方法

市内民間の小児科病院により、病児保育施設「メイの家」として1か所で開設されている。

メイの家の定員は2名であるが、最大3名が利用できる。看護師を常時1名以上配置するほか、保育士も1名配置するとされているが、利用のない日もあり、看護師は病院と兼務する。

市は事業者へ、毎月の利用実績に応じて、1日あたり23,900円から利用者自己負担分を引いた金額を補助金として支払う。このため、メイの家の休日以外に、開いているけれども利用者がいなかった日に対しては、補助金は支払われない。

4) 監査手続き及び課題

① 登録

利用を希望する保護者は、病児・病後児保育事業（病児対応型）利用登録申請書に、住所氏名のほか、世帯員の状態や緊急連絡先、既往疾患等を記載する。

事業者は、内容を確認後、登録番号を記入する。

② 利用

平成25年度の月ごとの利用実績を次表に示す。

年月	開設日数	利用徴収人数	生活保護世帯	市民税非課税世帯	補助金支払額	年月	開設日数	利用徴収人数	生活保護世帯	市民税非課税世帯	補助金支払額
	日	人	世帯	世帯	円		日	人	世帯	世帯	円
25 4	18	33	0	1	370,800	25 11	11	17	0	0	232,300
25 5	19	33	0	5	394,700	25 12	12	20	0	2	250,800
25 6	18	34	3	3	369,000	26 1	8	8	0	6	176,800
25 7	17	37	0	4	339,700	26 2	16	28	0	0	332,000
25 8	10	9	1	5	222,800	26 3	20	49	0	5	389,800
25 9	17	28	0	5	355,900	合計	184	320	4	47	3,821,600
25 10	18	24	0	11	387,000						

利用時には、病児・病後児保育事業（病児対応型）利用申請書を記載して、入室時に診察を受け自己負担額1,800円支払い保育を受けることが出来る。

事業者からの病児・病後児保育事業（病児対応型）月次報告書に基づいて補助金が支払われていることを確認した。

平成25年の1か月を抽出し、登録及び利用申請書と照合したところ、全てこれらに基づき記載されていた。

生活保護世帯、住民税非課税世帯は自己負担分が免除される。それぞれの世帯情報は、登録時に自主申請する。非課税世帯については、非課税世帯証明を提出し、生活保護世帯については、本人の申出により、市の担当課が受給証明証を発行し本人が提出する。

自己負担額は、利用時に事業者が徴収する。

### ③ 補助金の積算

補助金日額の23,900円は、保育士、看護師、医師の人件費にその他経費を加えた金額を、開所予定日数で除して計算されている。

利用がない日も保育士等を配置するので、利用者が少ない月は、固定費支出をカバーできず、赤字が生じる可能性がある。

過去の開所日実績を見ても、多い年で180日程度であり、240日には及んでいない。

利用日が極端に少ない事業であれば、補助金の効果に疑問が生じるところであるため、利用日だけに支出することにも合理性はある。しかしながら、当事業は緊急時に市民が必要とする事業であるため、持続的な運営が求められる。利用者が少ない場合にも閉鎖されるようなことがないような補助金の決定方法を採用すべきである。

### ☆ 補助金の積算と精算

保育所関連の補助金については、年間の発生金額を、事業実施予定日数で除したものを単価として計算するものが多い。

この場合、年間経費のうち、固定的に発生する経費のウエイトが高い場合、予定日数よりも実施日数が多いと、補助金が実際に発生した費用よりも多額になり、逆に実施日数が少ないと、事業に必要な経費が賸えないこととなる。

補助金が多額になる場合は、精算する規定を設けることで対応できるが、予定日数よりも少ない場合、経費が賸えず、事業の継続が困難になることが予測できる。

保育所関連補助事業の多くは人件費が大きなウエイトを占める事業である。現在のところ、補助事業従事者についても、補助事業の実施がない日については他の業務の補助にあたっているため、問題は発生していないとのことであるが、補助事業は、必要性を認めて実施している事業であり、持続的な運営が求められる。利用者が少ない場合にも閉鎖されるようなことがないような補助金の決定方法を採用すべきである。